

区分	要件	支援内容
税制優遇	<p>次の(1)～(3)のすべての要件を満たすもの</p> <p>(1) 建設計画の同意の日以降に文化学術研究施設の新設、増設及び取得された固定資産（土地については、その取得の日翌日から起算して1年以内に該当土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合）</p> <p>(2) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が4億円以上</p> <p>(3) 建設計画等の達成に資することの国土交通大臣の証明</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の不均一課税 期間：3年間
補助金	<p>○新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地を除く固定資産投資額が2億円以上、又は、取得・賃借の用地等の面積が1,500㎡以上 <p>○増設・貸工場の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地を除く固定資産投資額が1億円以上、又は、取得・賃借の用地等の面積が1,500㎡以上 	<p>【事業所設置補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 操業開始の翌年度に交付 土地を除く固定資産投資額の10/100 <p>【雇用促進補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 操業開始の翌年度に交付 市内新規常用雇用者1人につき40万円 交付限度額は、事業所設置補助金と雇用促進補助金の合計が5,000万円 <p>【操業支援補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 操業開始後、最初の固定資産税の課税年度の翌年から3年間交付 土地を除く固定資産税額の1年目は9/10、2年目は2/3、3年目は1/3 交付限度額は、3年間の合計が3,000万円
融資	<p>【事業融資資金】</p> <p>①個人：市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人：市内に引き続き1年以上登記されている事業所を有していること 本市の市民税が賦課されていること</p> <p>②5年以上、同一事業を営んでいること</p> <p>③市税を滞納していないこと</p> <p>④本市において事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する能力を有していること</p> <p>【創業支援資金】</p> <p>①個人は市内に居住している、又はこれから市内で事業を営む具体的計画を有すること。法人は市内に事業所を有している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること</p> <p>②創業後5年を経過していないこと</p> <p>③市税を滞納していないこと</p> <p>④本市において事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する能力を有していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証料の100%を補助 担保と保証人は原則不要（法人は保証協会が求めた保証人が連帯保証人となる場合有り） 保証限度額 <p>【事業融資資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000万円（ただし、企業立地促進事業補助制度を利用した場合、3,000万円、再生可能エネルギー電気供給に係る事業融資は1億円） <p>【創業支援資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000万円